

報道資料

令和3年7月6日
総務部税務課課税係
担当：川本、西垣
0742-27-8853、内線2233

軽油引取税に係る地方税法違反嫌疑事件の告発について (免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等)

奈良県は、奈良県警察生活環境課の協力のもと、強制調査を実施し、押収書類等を精査してまいりましたが、本日（7月6日）、地方税法違反（免税証の不正受給による免税軽油の引取り等）の嫌疑で、下記の者を奈良地方検察庁に告発しました。

- 1 犯則嫌疑法人 株式会社マックスホールディングス（代表取締役 森岡俊一）
本店所在地 奈良県橿原市四条町792
株式会社ヤマモト（代表取締役 山本雅昭）
本店所在地 奈良県橿原市五井町204番地の6
- 犯則嫌疑者 森岡 俊一（もりおか しゅんいち・昭和47年8月30日生）
住所 奈良県高市郡高取町大字観覚寺729番地
山本 雅昭（やまもと まさあき・昭和40年2月17日生）
住所 奈良県吉野郡吉野町大字南国栖526番地

2 犯則事実等の概要

犯則嫌疑者森岡俊一は、上記本店所在地において、船舶・自動車の販売を業とする株式会社マックスホールディングスの代表取締役であり、同山本雅昭は、上記本店所在地において、軽油引取税について特約業者及び元売業者以外のもので石油類の販売並びに石油製品の販売等を業とする株式会社ヤマモトの代表取締役である。

両犯則嫌疑者は、共謀のうえ、令和元年8月から令和3年1月分までの間に、犯則嫌疑法人株式会社マックスホールディングスが中南和県税事務所より不正な申請により交付を受けた免税証を特別徴収義務者に引き渡すことにより、免税軽油143万2,440リットルを引き取り、軽油引取税4,598万1,324円を不正に免れ、引き取った免税軽油を他の需要家に対し軽油引取税を付して販売することで、軽油引取税相当額を不当に利得した。

また、同森岡俊一は、令和2年11月から令和3年1月の間に、免税軽油の使用機械として承認を受けていない船舶に免税軽油を使用した。申告書を提出せず、軽油引取税を免れた。

3 罪名及び適用法条等

罪 名：地方税法（軽油引取税）違反

適用法条：第144条の3第1項第4号（軽油引取税のみならず課税）

第144条の18第1項第6号（軽油引取税の申告納付の手續）

第144条の19第1項（軽油引取税に係る故意不申告の罪）

第144条の19第2項（両罰規定）

第144条の22第1項（免税証の不正受給による免税証の引取りに関する罪等）

第144条の22第2項（両罰規定）

第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第144条の28第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪）

第144条の28第2項（両罰規定）

刑法第60条（共同正犯）

罰 則：10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

4 告発の事由

犯則嫌疑者森岡俊一は、同山本雅昭と共謀の上、株式会社マックスホールディングス名義で中南和県税事務所より免税証の交付を受け、免税軽油の引取り等に係る報告書に架空の物品受領書等を添付し、株式会社ヤマモトの石油販売業者である立場を利用し、特別徴収義務者から免税軽油を引き取り、免税軽油を他の需要家に軽油引取税を付して販売することで、軽油引取税相当額を自己の利益とする一連の不正行為を行ったものである。

両犯則嫌疑者とも、自己の利益追求のために行われた本件犯則行為は、極めて悪質なものであり、隠蔽、偽装の工作も認められることから、情状懲役の刑に処すべきものと思料し、地方税法第22条の28第2項の規定に基づき告発するものである。